摂 津 市 議 会

議会運営委員会記録

令和2年8月4日

摂 津 市 議 会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和2年8月4日(火) 午前 9時59分 開会 午前10時22分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 福住礼子 副委員長 弘 豊 委 員 森西 正 委 員 楢村一臣 委 員 香川良平 委 員 光好博幸 議 長 村上英明 副議長 増永和起

1. 欠席委員

なし

- 1. 出席した議会事務局職員 事務局長 牛 渡 長 子 同局次長 溝 口 哲 也 同局主幹兼総括主査 香 山 叔 彦 同局書記 速 水 知 沙 同局書記 織 田 裕 太
- 1. 案件

「一問一答方式」について

(午前9時59分 開会)

○福住礼子委員長 おはようございます。 ただいまから、議会運営委員会を開会しま す。

本日の委員会記録署名委員は、楢村委員を指名いたします。

それでは、一問一答方式について協議いたします。

一問一答方式につきましては、前回の本委員会において議員間での認識の違いを問題提起させていただき、ケースごとの例をお示しした上で、各会派へお持ち帰りいただきました。

つきましては、各会派よりご意見を発表 いただきたいと思いますので、よろしくお 願いいたします。

それでは、改革クラブ、森西委員。

- ○森西正委員 ケース3をどうするのかということで、ケース3については認めてもいいんではないかと、回答が複数の部長にまたがってもいいんではないかという意見です。
- ○福住礼子委員長 次に、大阪維新の会、 香川委員。
- ○香川良平委員 基本的にはケース1でありますけれども、ケース2に関しては、 臨機応変に認めてもいいのではないかな というふうに思います。

ただ、ちょっとあからさまに「5点お聞きします」とかいうような質問の仕方は、 ちょっといかがなものかなというふうに 思いますので、その辺は臨機応変に。

ケース3は、もちろんオーケーというこ とです。

以上です。

- ○福住礼子委員長 自民党・市民の会。光 好委員。
- ○光好博幸委員 我々の会派としまして

は、結論から言うと、ケース1、2、3、 全部オーケーということです。

ただ、何でもいいということではなくて、 我々の会派で結構議論したんですけれど も、そもそも一問一答を導入した目的をし っかり押さえなあかんのんちゃうかとい う話です。

この目的ですけど、一つは、傍聴者にとって議会での議論を分かりやすいものにするというのが1点。

2点目に、やっぱり論点を明確にして議論を深めることで、議会の機能強化、活性化を図るということで、そういった意味でいくと何でもオーケーではなくて、まず、そもそもこの一問一答というのが何なんやという共通認識に立ってやらなあかんのんとちゃうかという意見です。その上で、三つオーケーと。

だから、我々で言っていたのは、一つの項目ですね。項目というのは、大項目になるのか、問いかけになるのかというのはちょっと明らかになりませんでしたけれども、その一つの項目に対して一つの質問に関する事柄としてという意味でいくと、ケース3みたいな形で二つ答えていただくということもありですし、例えば、一緒に聞いたところとか、あるいは、原因と対策じゃないですけど、これとこれは一緒に聞いたほうがいいみたいなところがあるんやったら、それはもうかということです。

1にしなければならないというふうに 決め過ぎてしまうと、質問者側を束縛する といいますか、そういうところはちょっと 避けたほうがいいんじゃないかというと ころでの裁量の範囲内でいいんじゃない かという、そういった意見です。

○福住礼子委員長 次に、民主市民連合、 楢村委員。

○楢村一臣委員 結論から言いますと、基本的にケース1で行っていってもいいのではないかと。

ケース3の部分については、一つについて質問するけれども、回答がまたがってくるということも考えられるので、その場合については、一つに対して二人の部長が答えるというふうなことも可能ではないかということです。

ケース2の複数の質問の場合は、やはりちょっと範囲的な、内容も含めて形を決めておかないと、この間の一般質問でもあったように、議長が采配を振るっていく上でも混乱があれば支障を来すというふうなことが考えられるので、ちょっと積極的にA1、A2、A3というふうな形でしていくのは難しいのではないかというふうに考えています。

以上です。

○福住礼子委員長 日本共産党、弘委員。 ○弘豊委員 我々の会派のほうでも改め て議論すると、一問一答という捉え方が 個々の議員によって随分違うんだなとい うようなことが分かった次第であります。

ただ、この質問の仕方については、このケース1、ケース2、ケース3、いずれにしてもよいのじゃないかというふうなことで、先に光好委員が言われたみたいに、余り質問者の意図を縛ってしまうみたいなことで範囲を狭めてしまうことにはしないほうがいいのでというふうなことと、じゃあ何でもいいのかと言ったら、やはりそこで余りにも聞いている人からして分かりにくいというか、質問の羅列みたいなものがあったりしたときには、それは議長

の采配で、議長が間で言葉を挟むというのは全然悪いことではないというふうに思いますし、そこは外していただくというふうなことでよいのかなというふうに考えています。

何にしても、ちょっとルールで議会のいろんな機能を縛ってしまうということそのものが余りよろしくないのかなというか、一定寛容に受け止めてやっていく、よその議会なんかでいったら、一般質問の時間とかにしたって、時間が来たらぷつっと切ってしまうみたいな、そういうやり方じゃなくて、議長が「もう時間ですので整理してください」みたいなことでまとめに入らせるみたいなことにしているところのほうが多いんじゃないのかな。

今回は、一般質問の一問一答方式について議論するんだけれども、一定可能だということでやっていくことが大事なんじゃないのかなというふうに考えています。 ○福住礼子委員長 分かりました。

公明党としましては、基本的に一問一答ということですので、一つの項目に対して一つの答弁をもらうというのが大半の意見なんですけれども、例えば、ケース2のように一つの項目で1、2、3というふうな聞き方が三つある場合は、それもあっていいができちんと整えておくということが、要するに傍聴者にとって分かりやナアリングできちんと整えておくことが前というにとないかという、ヒアリングできちんと整えておくことが前提ということで、こういう聞き方もあっていたした。

ケース3につきましては、やはり答弁者 が二人いるということは、一つ聞いている のに二人の人がそれぞれに答弁に立つっ ていうことは、そこは傍聴者にとって分かりやすいのかどうかと考えたときには、やっぱり質問の仕方は変えてやるべきじゃないかという答えがありました。

そういう意味では、基本的にはケース1 ではありますけれども、ケース2の場合は、 ヒアリングできちんと整えた上での聴き 方というので、やってはいいのではないか ということで意見がありました。

ケース3につきましては、やはり一つ一つ、答弁者は一人ということを基本にまず思ったほうが分かりやすいということで、意見がありましたのでお答えさせていただきたいと思います。

それで、皆さんのいろいろなケース1、2もありやし、3も認めるかということで、甚だまとめようとするには少し難しいような気もするんですけれども、また先ほども議長の采配にそこは任せていいんじゃないかということで、結局、この最初の問題提起が来たときに、議長によって質問を遮られたように思われるというのも、質問者も組み立て方が難しいのかなというふうに思いました。

皆さんの意見というか、会派のご意見は 少し平行線というか、まとめにくいような 気がするんですけれども、本日、本当は形 としてまとめられたらいいなと思ってい たんですが、その点どうでしょうか。まだ 皆さん、ほかにご意見あられたらお聞きし たいなと思うんですけれども、ございませ んか。

光好委員。

○光好博幸委員 今聞いていて、二つ思っ たことがあります。

一つは、やっぱり皆さん目的というか、 傍聴者が分かりやすいというところとか、 論点を明確にするということは同じよう な認識にあるんじゃないかなというのが 1点。

もう一つは、一問一答とはというか、まだ会派の中でも個々に認識の違いがあるということですので、多分このままいけばまた前と一緒というか、議長が判断するみたいなところになると、せっかくこういった議論をしている中でずっと平行線で進むんちゃうかなと、また持ち帰ってくださいと言われても、何となくそういう気がしました。

一つは、こういったケーススタディで出していただいて、これで意見が出たと思うんですけれども、例えばもう一歩踏み込んで、一問一答の「一問」とは何なんやとか、厳密なことというか、「一問一答」って調べたら原則とか出てきましたけど、摂津市としてどうするんだみたいなところを、もうちょっと踏み込んだほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

というのも、例えば「項目」ってしたら、「災害に強いまちづくり」ってしたんですけど、災害に強いまちづくりやったら、それに対して五つの問いを一遍に言うたられに対して五つの問いを一遍に言うたりでも例えばハード、ソフトとかって、ソフトとかって、かあってと一つ一つ論点があってと一つ一つ論点があってくるので、それをむちゃくちっとうまく言えませんけど、そういった整理するようになところで何か過去の事例で止められたケースがあって、これはオーケーみたいな、何かそんなんて出されへんのかなって思いました。

だから、事務局案というか、委員長案になるのかよく分からないんですけれども、もうちょっと具体に僕は、一問一答とはというところをもうちょっと皆さんで共通

認識に立ったほうがいいんじゃないかなと。

だから、私も前はケース1のつもりで質問していながら、ようよう考えたらこれとこれって聞いてたときもあって、それがいいのか悪いのかっていうのは、今ちょっと迷っているところもあるので、現状と課題じゃないですけど、切ったほうが分かりやすいやつもあるし、一緒に聞いたほうがいいやつもあるしみたいなのがあるので、私もちょっともやっとしているので、案みたいなのを出していただけたらなというのを、私は思います。

- ○福住礼子委員長 弘委員。
- ○弘豊委員 今回、改めて一問一答方式の 在り方というか、進め方みたいなことを議 論していて、そういう意味で気づいている ことっていうのはあると思うんです。以前 やったら、一括質問方式ということで質問 をやられて、答弁が返ってきてというよう なやり方で、割と染み込んでいる人たちと かも、じゃあ一問一答方式に切り替えても、 やり取りを交互にずっとするみたいなこ とがしにくかったりとか、そういうのもあ るようにも思ったりするんですよ。

基本としては、こういうのっていうのがありつも、じゃあこうせないかんというようなことにしてしまうのが果たしていいのかなというふうなこともあって、ここのところは改めて個々人に考えてもらう機会にはなっていると思うので、かちっとしたものにルールづけにしてしまうっていうふうなことではなしでもいいんじゃないのかなというふうに思うんですれども。ちょっとまとまらない発言になりましたけれども。

- ○福住礼子委員長 光好委員。
- ○光好博幸委員 余り質問者側を縛るよ

うなことは本当によくないとは思うんで すけど、ちょっと言い方、何でもありじゃ ないというか、そこを何か交通整理できた らなと、できるのであればね。

かちっと決めろということではないんですけれども、言うたら一問一答の定義じゃないですけれども、こうだよねという認識の下、裁量に任すというか、ちょっとうまく言えませんけれども、考えるいいきっかけになっているとは思うんですけど、ただ、今、ほんなら皆一問一答ってどうでもがって個々に問うと、我々会派の中でもちょっと違ったんです、実は。というのもあったので、会派の中でもいま一度これを持って帰って、ちょっと一歩踏み込んでもう一回議論したいなという思いが実はあって、すみません、これは会派の代表としての意見ではないかもしれません。

- ○福住礼子委員長 森西委員。
- ○森西正委員 恐らくケース 2 に対して 皆さんどうなのかっていうところがあっ て、そこが拡大解釈であれもこれもいうふ うなことで多くなったときに、今度それが 一問一答なのかどうなのかというところ があり、それを議長に求められると、議長 の判断が難しいのと、議長によって判断の 仕方が違うだろうというところが問題に なっているんだというふうに思うんです。

だからそこは、ケースをどうするのかというところもありますけれども、もし全部を認めるのであったら、議長が判断することに対して、その議長の判断に対してとやかく意見を言わないというようなことも共通認識で持たなあかんと思うんですよね。切られたとか、例えば質問を遮られたとか、あかんと言われたというふうなことに対して、それは議長の判断はおかしいっていうふうなことを言わないような形を

とらなあかんと思うんですわ。

だから、最終的には、こういうふうな形になってますから、委員長団のほうで何らかの形を取りあえずは出していただいたりとか、まとめていただいたりとかせな、ちょっとまとまりにくいと思うんです。

ケース2の拡大をしないということと、 議長の采配が円滑に、またその議長が采配 したことに対して質問者の議員が、議長采 配がおかしいというふうなことを言わな いようなところを確認せなあかんのかな というふうに思うんですけれども。

○福住礼子委員長 暫時休憩します。

(午前10時17分 休憩) (午前10時19分 再開)

- ○福住礼子委員長 再開します。 増永副議長。
- ○増永和起副議長 今、森西委員がおっし やっていたことなんですけれども、全体的 にガイドラインなどは、先ほどから光好委 員もおっしゃっていたように、何のために こういう改革をしてきたのかというとこ ろで、聞いている人にも分かりやすく、き ちんと議論をやっていけるように、議論を 深めるために今論点を明確にしていくと いうことだったと思うんです。それをしっ かり頭に置いて、福住委員長のほうからも ヒアリングで整えるということがありま したけれども、やはりそこも考えながら執 行機関ともそういうやり取りをして、どう いうことにしていこうかと、秒単位の時間 まで考えて組み立てをしていくわけなん ですよね。

その中で、私は、余りよっぽどのことがない限り議長はヒアリングとかそういう中身をもちろん分かってないわけですから、これはどんなふうにこれから流れていくのかっていう先が読めていない中で質

問者の質問を止めるというふうなことが あるのは、議長もしんどいやろうし、止め られた質問者のほうにしても「えっ」てい う思いになるしっていうのがあって、私は ケース1も2も3も全部ありやと思って いるんですけれども、そういう質問者の努 力は必要やと思うんです。先ほど言った最 初の目的にかなうような質問をしていく ということは必要やと考えたうえで、1、 2、3はオーケーやと思っているんですけ れども、そのためにも皆さんと共通認識を もって、幅広く質問者の意図を聞く、その 質問が議会としてより有用なものになる ために、形式ではなくて、内容は問われて いくことになるんじゃないかなというふ うに思っているところなんです。

議長の采配で、ともかくしょっちゅう止めなあかんというふうなことになるのは、 あまり良くないなと思ってます。

○福住礼子委員長 ほかにございません でしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 それでは、本日いろいろと各会派からご意見をいただきました。 その意見を踏まえて後日、もう少し具体的なケースというものをちょっとご提示させていただけるように委員長案を示させていただきたいなというふうに思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 つきましては、その委 員長案を出させていただいた上で、各会派 でまた協議をしていただきまして、本委員 会で協議をさせていただきたいと思いま す。

何度も重ねながらの討論となりますけれども、ぜひご協力いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。よろ

しいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり) ○福住礼子委員長 それでは、以上で本委 員会を閉会いたします。

(午前10時22分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 福 住 礼 子

議会運営委員 楢村 一臣